

## 大宮区市民活動ネットワーク登録基準

### (目的)

第1条 この基準は、市民活動団体が相互に連携を図り、行政との協働により大宮区の魅力あるまちづくりを推進することを目的とする、大宮区市民活動ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (活動内容)

第2条 活動内容は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 自然・環境に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する活動
- (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (4) 安全・生活環境に関する活動
- (5) 地域交流に関する活動
- (6) まちづくりに関する活動
- (7) 青少年の健全育成に関する活動
- (8) スポーツの振興に関する活動
- (9) その他、区長が特に認める活動

### (登録団体の要件)

第3条 ネットワークに登録する団体は、前条に規定する活動を行う団体で、次の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 区民の自由な意思に基づき集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体
  - (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること
  - (3) 会則又は規則を有していること
  - (4) 会員名簿を有していること
  - (5) 構成員が5人以上であること
  - (6) 登録年度において大宮区外の市民活動ネットワークに登録歴がないこと
- 2 次の各号に該当する活動を行っていないこと
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

- (4) 趣味や娯楽を目的とする活動
- (5) 営利を目的とする活動
- (6) その他、団体の運営が著しく適正を欠くと認められるとき
- (7) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の活動
- (8) 会員(役員等を含む。)のうちに暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当するものがあるものの活動

(登録の申込み)

第4条 登録を希望する団体は、大宮区市民活動ネットワーク登録申込書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 会員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 大宮区内での事業に関する実績報告書。ただし、区外で活動歴のある団体に限る。
- (5) その他区長が必要とする書類

(登録の諾否)

第5条 区長は、前条の規定による申込みがあったときは、その団体の目的や活動内容が第3条の要件を満たしているか審査し、登録の諾否について決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により登録の諾否を決定したときは、大宮区市民活動ネットワーク登録の承諾・不承諾決定通知書(別記様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録団体は、次のいずれかの内容に変更があった場合は、速やかにさいたま市大宮区市民活動ネットワーク登録内容変更届(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 事務所の所在地及び電話番号
- (3) 代表者氏名
- (4) 代表者住所及び電話番号

- (5) 団体の活動内容
- (6) 会則、規約またはそれに代わるもの

(登録の取り消し)

第7条 区長は、登録した団体が第3条の要件を欠くこととなったときは、団体の登録を取り消すことができる。

(事業計画及び活動実績の提出)

第8条 登録した団体は、毎年度、事業計画及び実績報告を区長に提出しなければならない。

(脱退)

第9条 登録した団体は、当該団体の都合により、大宮区市民活動ネットワークから脱退するときは、区長に対し、大宮区市民活動ネットワーク脱退届(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、ネットワークに関し必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

### 大宮区市民活動ネットワーク登録申込書

(ふりがな) 団体名						
代 表 者 連 絡 先	(ふりがな) 氏名					
	郵便番号					
	住所					
	電話番号(固定電話)					
	電話番号(携帯電話)					
	FAX番号					
	電子メールアドレス					
団 体 所 在 地 等	郵便番号					
	住所(団体所在地)					
	電話番号(固定電話)					
	電話番号(携帯電話)					
	FAX番号					
	電子メールアドレス					
	ホームページURL					
設立年月日		年	月	日		
会員数		人	(男	人、女	人うち大宮区民	人)
主な活動内容 (○で囲んでください。)		自然・環境	健康・福祉	歴史・文化・伝統	安全・生活環境	
		スポーツの振興	まちづくり	青少年の健全育成	地域交流	
		その他( )				

主な活動場所(地域)	
活動日・活動時間帯	毎週 曜日 毎月第 曜日
会費	有 (年会費 円・月会費 円) 無
会員募集	募集中 募集していない
活動目的(100字以内)	
活動内容(100字以内)	
<p>本登録申込書に記載した団体の情報(網掛けの項目)を区ホームページや区が発行する広報紙により公開することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">団 体 名</p> <p style="text-align: center;">代表者署名(自署)</p>	

※ 非公開を希望する項目等につきましては、事務局まで御相談ください。

※ 区ホームページや広報紙を作成する際は、掲載案の内容を事前に御確認いただきます。

**【添付書類】**

任意の様式により、以下の3点を添付のうえ御提出ください。

- 会 則
- 会員名簿
- 事業計画書

**【確認欄】**

- ・暴力団員ではありません。
- ・暴力団の利益になる事業ではありません。
- ・上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

代表者署名 (自署)

別記様式第2号（第5条関係）

大宮区市民活動ネットワーク登録 承諾・不承諾 決定通知書

文 書 番 号

年 月 日

申請者あて

大 宮 区 長

年 月 日付で申込みのあった大宮区市民活動ネットワークへの登録について、次のとおり決定します。

1. 大宮区市民活動ネットワークへの登録を承諾する。
2. 大宮区市民活動ネットワークへの登録を不承諾とする。

様式第3号（第6条関係）

さいたま市大宮区市民活動ネットワーク登録内容変更届

年 月 日

大 宮 区 長

団体名

所在地

代表者氏名 ※

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

電話番号

さいたま市大宮区市民活動ネットワーク登録内容について、次のとおり変更します。

変更前	変更後

別記様式第4号（第9条関係）

大宮区市民活動ネットワーク脱退届

年 月 日

大 宮 区 長

団体名

所在地

代表者氏名

※

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

電話番号

年 月 日付で、大宮区市民活動ネットワークから脱退したいの  
で届出します。

脱退事由

---

---

---